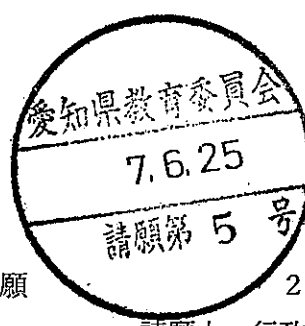




愛知県教育委員会 川原馨教育長様

請願

2025年6月25日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

連絡先 〒

高校体育連盟（分担金）、高校文化連盟（分担金）、学校保健会（負担金）の各学校が納めるとしているお金については、速やかに公費等（所定支払金）とすることを求める請願

請願の理由

1 2025年6月4日県教委に、生徒・保護者から一方的に集金している（学校によっての差はある）といえる、高校体育連盟（分担金）、高校文化連盟（分担金）、学校保健会（負担金）に関する質問書を提出してその回答（2025年6月17日付 回答書を添付する）を受け取りました。

2 本来は、指摘している問題点等、実態を把握され、速やかな対応が示されることを期待していましたが、残念ながら問題が一切ないかのような回答でした。

3 高校体育連盟（分担金）、高校文化連盟（分担金）、学校保健会（負担金）の、各学校が納めるとしているお金については、任意団体とある（回答14）の規約に基づくものであるといえる。規約と、学校の対応に問題があるということを述べておく。

4 任意団体の規約（以前の規約）にあるのは、学校が納めるものという規定と理解。

（任意団体の規約に従う根拠については、明確でないが）学校ということは県、県教委に支払い義務があるということである。生徒一人、いくら納入するという明確なことは記載されていない。生徒一人いくらということになると、任意団体への加入ということが問われることは、明らかである。

本来は、任意団体の規約なので、県や県教委が支払う義務等はないといえる。

なぜ学校が、負担金、分担金について支払うようになったのか、不明であり、なぜ生徒・保護者からおかねを集めて納めているのかも不明である。どうするかは、お金を請求されているともいえる、県、県教委の仕事でもあり、見直しも求めたい。

5 高校生その保護者が分担、負担させられる法的根拠についての質問に対する県教委の回答は、

回答15にあるが、これは任意団体の規約であり、この規約にあるということは、生徒保護者がこの団体に加入届を提出している場合のことである。その規約を認めている場合である。追記すると、生徒、保護者にお金を求めることは高校教育の無償化という観点にも反することである。

生徒・保護者が、任意団体の規約をもとに一方的に学校からお金を徴収され、お金を納めなければならない理由にはならない。民主的ではない。財産権の侵害でもある。

再度、述べる、学校が負担、分担金を求められている以上、学校、県が、公費等で納めなければならない。

- 6 前例として、以前の全国商業高等学校校長協会の規約に 会費のところに「生徒の人数×35円・・・」となっていて、校長協会の会費が、生徒からお金が徴収されていた。愛知県においてはその後、この会費は、所定支払金ということで、愛知県において、県、県教委が、負担することになった。本件も同様であるといえる。手続きの問題、説明不足、等ありながら、生徒、保護者からお金を、学校が徴収するのは不当である。
- 生徒、保護者には、謝罪、説明、すみやかに返金等の対応が、県教委には、求められるべきことである。

請願事項

- 1 県立高校における、会則、予算書等を含む、説明なき、本件負担金、分担金についての徴収について手続き等ふくめ実態を調査すること。
- 2 現在、本件負担金、分担金についての今後の対応（公費負担等）についての進捗状況を明らかにすること。学校任せでなく、県教委が責任をもって対応を明らかにすること。
- 3 本件負担金、分担金の、徴収について（団体の規約ではない法的根拠等）、生徒、保護者に対する、説明を文書においてすること。（口頭でしたという学校においては、その内容を報告させること）
- 4 質問でも触れているが、各団体の、規約の内容、県教委の回答等についての問題点について、検討、検証を行い明らかにすること。

念のため、法的根拠についての回答（資料）、団体の規約を根拠とするような誤りは避ける。

添付資料 県教委回答書 2025年6月17日
口頭意見陳述希望

2025年6月4日付けの質問事項について、下記のとおり回答します。

(高校体育連盟)

- 1 高校体育連盟とはどのような連盟なのか、規約規則等について、教えてください。
県教委にありますか、各学校にありますか。どこにありますかお答えください。
⇒ 愛知県高等学校体育連盟の規約には、次のように記載があります。

この連盟は、高等学校に係る体育・スポーツの振興を図ることを目的とする。
(愛知県高等学校体育連盟規約 第3条)

なお、規約等は愛知県高等学校体育連盟事務局にあります。また、各加盟校には電子データで配付されております。

- 2 近々のものでいいのですが、連盟の予算書、決算書、等の会計報告書を教えてください。
県教委にありますか、各学校にありますか、どこにありますかお答えください。
⇒ 令和6年度決算書、令和7年度予算書は令和7年度愛知県高等学校体育連盟 評議員会（令和7年4月23日（水）実施）において愛知県高等学校体育連盟事務局から示されております。
なお、評議員会は、愛知県高等学校体育連盟に加盟している高等学校等からの代表者で構成されており、加盟校には同じ内容が配付されております。県教育委員会においても、担当者が出席しており、決算書等を保有しています。

- 3 生徒、保護者から、連盟分担金をとった以上、学校や連盟は、規約、規則や、予算書、決算書等、文書で渡すことをなされないのか、もし渡されないとしたらその理由を教えてください。（お聞きした学校では、連盟が用意してくれたら、渡すということでした。）
⇒ 高等学校体育連盟は、加盟している学校に対し、規約規則等を示しており、学校は、その規約に基づき、学校徴収金の中から連盟分担金を支払っています。学校徴収金は、学校が徴収の目的、徴収額などを協議する機関として、保護者を含めて設置した運営協議会で決定しており、保護者には、学校から運営協議会により決定された内容が通知されています。

学校長は、学校徴収金について保護者に対し十分な説明・情報提供に努める必要がありますが、これらの金銭の管理と取扱いは各学校の教育活動の目的を達成するためにそれぞれの学校長の判断で行われており、学校徴収金の具体的な説明・情報提供等の方法についても各学校長により適切に判断されるべきものと考えます。

- 4 規約、規則、予算書、決算書もなく、詳細の説明もなく、集金したことについて、違法不当な、問題であると、指摘されたら、どのように説明されるのかお答えください。
⇒ 愛知県高等学校体育連盟に係る集金は、愛知県教育委員会の定めた「私費会計の会計処理基準」に則って、各学校で行われているものです。

高等学校体育連盟の活動は各種大会の開催のみならず体育・スポーツ活動に関する調査・研究、研修・講習会の開催や体育・スポーツ活動の指導・普及発展に関する資料の整備、提供等を行っており、児童生徒に還元されるものと考えられるため、その分担金は、受益者負担の観点から学校徴収金の中から支払うことが適当であると考えます。なお、学校徴収金を徴収する時は、目的、金額及び方法等を事前に学校長名で保護者等へ通知することとされているため、各学校においても説明の上、徴収されているという認識です。

(高校文化連盟)

- 5 高校文化連盟とはどのような連盟なのか、規約規則等について、教えてください。

県教委にありますか、各学校にありますか。どこにありますかお答えください。

⇒ 愛知県高等学校文化連盟の規約には、次のように記載があります。

本連盟は、学校教育の本旨に則り、愛知県内の高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、及び高等専門学校（第3年次まで）、並びに専修学校・各種学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）の文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。（愛知県高等学校文化連盟規約 第3条）

なお、規約等は愛知県高等学校文化連盟事務局にあります。また、各加盟校には書面で配付されております。

- 6 近々のものでいいのですが、連盟の予算書、決算書、等の会計報告書を教えてください。

県教委にありますか、各学校にありますか、どこにありますかお答えください。

⇒ 令和6年度決算書、令和7年度予算書は令和7年度愛知県高等学校文化連盟 評議員会（令和7年5月28日（水）実施）において愛知県高等学校文化連盟事務局から示されております。

なお、評議員会は、愛知県高等学校文化連盟に加盟している高等学校等からの代表者で構成されており、加盟校には同じ内容が配付されております。県教育委員会においても担当者が出席しており、決算書等を保有しています。

- 7 生徒、保護者から、連盟分担金をとった以上、学校や連盟は、規約、規則や、予算書、決算書等、文書で渡すことをなされないのか、もし渡されないとしたらその理由を教えてください。（お聞きした学校では、連盟が用意してくれたら、渡すということでした。）

⇒ 高等学校文化連盟は、加盟している学校に対し、規約規則等を示しており、学校は、その規約に基づき、学校徴収金の中から連盟分担金を支払っています。学校徴収金は、学校が徴収の目的、徴収額などを協議する機関として、保護者を含めて設置した運営協議会で決定しており、保護者には、学校から運営協議会により決定された内容が通知されています。

学校長は、学校徴収金について保護者に対し十分な説明・情報提供に努める必要がありますが、これらの金銭の管理と取扱いは各学校の教育活動の目的を達成するためにそれぞれの学校長の判断で行われており、学校徴収金の具体的な説明・情報提供等の方法についても各学校長により適切に判断されるべきものと考えます。

- 8 規約、規則、予算書、決算書もなく、詳細の説明もなく、集金したことについて、違法不当な、問題であると、指摘されたら、どのように説明されるのかお答えください。

⇒ 愛知県高等学校文化連盟に係る集金は、愛知県教育委員会の定めた「私費会計の会計処理基準」に則って、各学校で行われているものです。

高等学校文化連盟の活動は高等学校に係る文化活動に関する調査・研究、文化に関する研修会、講習会及び鑑賞会等を行っており、児童生徒に還元されるものと考えられるため、その分担金は、受益者負担の観点から学校徴収金の中から支払うことが適当であると考えます。なお、学校徴収金を徴収する時は、目的、金額及び方法を事前に学校長名で保護者等へ通知することとされているため、各学校においても説明の上、徴収されているという認識です。

(学校保健会)

- 9 学校保健会とはどのような会なのか、規約規則等について、教えてください。

県教委にありますか、各学校にありますか。どこにありますかお答えください。

⇒ 愛知県学校保健会の規約には、次のように記載があります。

本会は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び国立高等専門学校における学校保健の普及充実及び向上発展をはかることを目的とする。
(愛知県学校保健会規約 第3条)

なお、規約等は愛知県学校保健会事務局にあります。また、各加入校には書面で配付されております。

- 10 近々のものでいいのですが、会の予算書、決算書、等の会計報告書を教えてください。
県教委にありますか、各学校にありますか、どこにありますかお答えください。

⇒ 令和6年度決算書、令和7年度予算書は令和7年度愛知県学校保健会 総会（令和7年5月16日（金）実施）において愛知県学校保健会事務局から示されております。なお、総会は、愛知県学校保健会に加入している学校が出席しており、加入校には同じ内容が配付されております。県教育委員会においても、担当者が出席しており、決算書等を保有しています。

- 11 生徒、保護者から、会の負担金をとった以上、学校や会は、規約、規則や、予算書、決算書等、文書で渡すことをなされないのか、もし渡されないとしたらその理由を教えてください。

⇒ 愛知県学校保健会は、加入している学校に対し、規約規則等を示しており、学校は、その規約に基づき、学校徴収金の中から負担金を支払っています。学校徴収金は、学校が徴収の目的、徴収額などを協議する機関として、保護者を含めて設置した運営協議会で決定しており、保護者には、学校から運営協議会により決定された内容が通知されています。

学校長は、学校徴収金について保護者に対し十分な説明・情報提供に努める必要がありますが、これらの金銭の管理と取扱いは各学校の教育活動の目的を達成するためにそれぞれの学校長の判断で行われており、学校徴収金の具体的な説明・情報提供等の方法についても各学校長により適切に判断されるべきものと考えます。

- 12 規約、規則、予算書、決算書もなく、詳細の説明もなく、集金したことについて、違法不当な、問題であると、指摘されたら、どのように説明されるのかお答えください。

⇒ 愛知県学校保健会に係る集金は、愛知県教育委員会の定めた「私費会計の会計処理基準」に則って、各学校で行われているものです。

愛知県学校保健会の活動は学校保健の普及充実及び向上発展を図ることを目的に、学校保健に関する調査研究、事業の企画及び実践、学校保健関係者の研修等を行っており、児童生徒に還元されるものと考えられるため、その負担金は、受益者負担の観点から学校徴収金の中から支払うことが適当であると考えます。なお、学校徴収金を徴収する時は、目的、金額及び方法等を事前に学校長名で保護者等へ通知することとされているため、各学校においても説明の上、徴収されているという認識です。

- 13 分担金、負担金について、県や、県教委が、公費等で、分担、負担するお金、ではないかと思われそうですが、今後の対応を含めお答えください。

⇒ 愛知県高等学校体育連盟は、各種大会の開催のみならず体育・スポーツ活動に関する調査・研究、研修・講習会の開催や体育・スポーツ活動の指導・普及発展に関する資料の整備、提供等を行っています。また、愛知県高等学校文化連盟は、高等学校に係る文化活動に関する調査・研究文化に関する研修会、講習会及び鑑賞会等を行っており、いずれの活動も児童生徒に還元されるものと考えられます。

学校保健会は、学校保健の普及充実及び向上発展を図ることを目的に、学校保健に関する調査研究、事業の企画及び実践、学校保健関係者の研修等を行っており、その活動は同様に児童生徒に還元されるものと考えられます。

各学校では、教育活動に必要な生徒個人用の教材等、生徒に直接的に還元される経費等を、保護者から徴収しており、受益者負担の観点から、3つの団体の分担金等についても、児童生徒・保護者から学校徴収金として集めることは適当であると考えます。

14 それぞれの連盟、会は、任意団体ですか、公的団体ですか教えてください。

⇒ 法人格をもたないため、任意団体と考えます。

15 分担金、負担金、高校生、その保護者が分担、負担させられる法的根拠を教えてください。

⇒ **高体連** 愛知県高等学校体育連盟規約第7章第23条の規定により、学校から分担金が納入されています。

高文連 愛知県高等学校文化連盟規約第5章第16条の規定により、学校から分担金が納入されています。

保健会 愛知県学校保健会規約第13条の規定により、学校から負担金が納入されています。

令和7年6月17日

愛知県教育委員会